

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により，次のとおり縦覧に供する。

令和元年8月28日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）利府青山複合商業施設
宮城郡利府町青山二丁目2番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社ハウジング青木 代表取締役 青木 円
栃木県宇都宮市西刑部町2539番地21
- 3 市町村の意見の概要
騒音規制法施行令（別表第一，別表第二），振動規制法施行令（別表第一，別表第二）に該当する場合には，生活安全課環境生活班に届出をすること。また，騒音規制法，振動規制法その他関係法令を遵守すること。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし
- 5 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター及び利府町役場
- 6 縦覧期間
令和元年8月28日から令和元年9月30日まで（ただし，閉庁日を除く。）